

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	6月9日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・ 法律相談	6月10日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
税務・ 経理相談	6月11日(木) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
労務相談	6月12日(金) 午後1時～4時	森啓治郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

- * ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。希望により出張相談も受け付けます。
- * 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします） ： ～ ：
今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。	

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008
Tel. 739-1647 Fax. 739-2285
E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp



労働保険年度更新の申告・納付について

労働保険の年度更新の手続の時期は7月10日までです。

商工会に事務委託されている事業所の皆様には、関係書類を送付させていただきますので賃金等の報告をお願いいたします。

商工会は、労働保険事務組合の認可を受けており、事務委託されますと、本来労災の対象とならない会社役員や事業主ならびに家族従業員も労災保険に特別加入することが出来るほか、保険料を3期に分納できるなどのメリットがあります。

また、建設業ならびに林業に係る一人親方の労災保険も扱っています。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

「パート」「アルバイト」「契約社員」等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上雇用見込みがあること
- ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること
- 27年4月以降の雇用保険の料率は昨年度と同様です。

◎ 平成27年度の雇用料率

	② +③ 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担
一般の事業	13.5 / 1,000	5 / 1,000	8.5 / 1,000
建設の事業	16.5 / 1,000	6 / 1,000	10.5 / 1,000

27年4月1日より労災保険料率、労務比率、特別加入保険料率が改定されました。

求職者のみなさん、ひとりで悩まず、まずはご相談を。

6月は「就職差別撤廃月間」です。就職の面接などで、家庭状況や思想、信条を問うこと、男女のいずれかを敬遠するような対応は、就職差別につながる恐れがあります。面接などで疑問を感じたらご相談ください。

就職差別 110 番の開設(大阪府が実施)

電話での相談 電話番号/06-6210-9518

メールでの相談 [Eメール/rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp) 相談期間 6月30日まで

プレミアム付商品券事業のご案内

地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的として、豊能町内の地域振興に貢献する商店等において、共通して使用できる、とよのプレミアム付商品券の発行を予定しています。

町内の事業所にご参加いただき、実施していく予定ですので、よろしく願いいたします。

後日、詳細をご案内しますのでよろしく願いいたします。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊能町余野1008 Tel.739-1647 Fax.739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

